

2024年1月5日

お客さま各位

個人番号の利用目的の改定（追加）について

株式会社 岩手銀行

株式会社岩手銀行（以下、「当行」といいます。）は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、当行の、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律に基づく受付を開始する2024年4月1日からいたしますので、申し添えます。
変更（追加）点は下線部をご覧ください。

利用目的
お客さまの個人番号を、下記利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。
1. 金融商品取引に関する法定書類作成・届出事務
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
3. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
4. 教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
5. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
6. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
7. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
8. 信託取引に関する法定書類作成事務
9. 金地金等取引に関する法定書類作成事務
10. 上記のほか所得税法等の法令に基づく法定書類作成事務
11. 預金口座付番に関する事務
<u>12. 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務</u>
<u>13. 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務</u>

以 上